

広島県告示第三百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和元年五月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称 川尻地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十四年十二月二十六日広島県告示第九百八十一号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱一号及び四号は告示で指定した土地に存する標柱六号と七号を結んだ線上に存するものとする。

尾道市	市・区		
向島町	町		
則信	大字		
	字		
二〇四六七番一	二〇四六六番一	地 番	標柱番号
二〇四六五番	二〇四六六番一	標柱一号	標柱番号
標柱三号及び四号	標柱二号		